

## 令和5年度 第3回大田区障がい者施策推進会議 議事録（要旨）

日 時：令和5年11月2日（木）13時30分から15時50分まで

会 場：大田区役所 201～203 会議室

開催方法：会場参集・Web・書面

出席者：荒木委員、安齋委員、石渡委員、伊藤委員、川崎委員、閑製委員、小堀委員、鈴木委員、征矢委員、高橋委員、田中委員、中越委員、中原委員、濱野委員、星山委員、堀江委員、宮澤委員、宮田委員、山口委員（書面参加者を含む 五十音順）

### 1 開会

- (1) 石渡会長 挨拶
- (2) 張間福祉部長 挨拶
- (3) 事務連絡（配布資料等確認）

### 2 議題

- (1) 現行「おおた障がい施策推進プラン」のモニタリング指標による進行管理について  
資料1の内容について事務局から説明

石渡会長：

資料3 ページの2－1 相談支援体制の充実について、相談支援事業所連絡会を5回実施したとのことだが、初回に事例の振り返りを実施している。これは、大田区の方で滝山病院に入院していた方がおられるのか、それとも事件の振り返りをしたということか。

障害福祉課長：

滝山病院の事件の振り返りということで事例検討をした。

石渡会長：

滝山病院の事例については、様々な課題が含まれており、各自治体でも関心の高い事件だと思う。問題を認識していてもなかなか動きにくいことがあるとも聞いており、解決が難しい問題だと思う。

川崎委員：

滝山病院の問題については、社会福祉法人プシケおおたや家族会が中心となり、医師や当事者を交えて一緒に課題を話し合う機会を設けた。家族会から都議会に提出した要望書が議会の全会一致で可決され、何らかの対策を取るとの回答が東京都からは得られている。

資料1 ページの1－2 希望する暮らしの実現（1）グループホーム新規開設のた

めの整備費補助について、グループホームのニーズは多いはずだが、申請件数がゼロ件となっている背景はなにか。

障害福祉サービス推進担当課長：

グループホームの新規開設のための区の整備費補助は、東京都の補助金で不足する分を補助しているものである。今年度は相談継続している事案もあるが、件数としてはゼロ件となっている。

(2) 次期「おおた障がい施策推進プラン」素案について

資料2-1、資料2-2の内容について事務局から説明

宮田委員：

個別施策「日中活動の場の整備」において、区立施設の機能強化・見直しとある。生活介護施設の改築・工事はすでに始まっており、中でも大森東福祉園についてはすでに改修工事が始まり、利用者が仮設で通所をされている。次年度からは分場ができ重症心身障がい者の通所が再開されると聞いている。プランにおいて大森東福祉園が掲載されていないのはなぜか。

障害福祉サービス推進担当課長：

プランは、大田区立障害者施設整備基本計画に掲載されている施設を掲載している。大森東福祉園については老朽化に伴う大規模改修であり、大田区立障害者施設整備基本計画には掲載されていないため、プランにも掲載をしていないところである。

川崎委員：

相談支援体制については、身近な相談が進んでいないのではないように思う。精神当事者の高齢化に伴い作業所に通えない方が増えており、日中の居場所がない人が多くなっている。その結果、ひきこもりや孤立などの現状がある。そのような方を地域の徒歩圏内にある居場所につなげる役割を担う方がいることが望ましい。地域で一人暮らしをしている方について把握している民生委員の力を借りて、どこに相談したらいいか悩んでいる当事者を居場所へつなげるようなシステムを作ることが望まれる。

人材確保については、やはり給料が安く確保が難しい。また、育成については当事者に寄り添える人材を育成していただきたい。そして定着については職場の環境が大切だと思っている。パワハラ等のない、職員がみんなで笑って過ごせる職場環境づくりが必要だと考えている。

石渡委員：

居場所づくりや民生委員との連携のお話を頂いたが、精神障がい者の居場所として具体的にどのようなものが大田区にはあるだろうか。

川崎委員：

例えば、家族会が地域で居場所を作っており、町内会の回覧板を通して居場所の情報を発信している。しかし、高齢の方は、回覧板などの町内会の情報が回らないことがある。そのため、民生委員との接触がとても大切になるのではないかと考えた次第である。

堀江委員：

民生委員は、コロナ禍の4年間、各家庭への訪問を見合わせていた。また、3年に1度民生委員は更新され、各地区半分近くの委員が交代している。このような状況があるが、今年の10月以降、徐々に訪問活動を再開している。居場所等へのつながりについては、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと、見守り訪問活動などで連携・協力しながら、徐々に広がっていけばいいと思う。

中原委員：

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、居場所につなげる役割を持っていると認識している。資料133ページの(1)関係機関等との連携・共同の推進において、「民間事業者や関係団体等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。」とあり、非常に重要な点だと考えている。この点、大田区では地域のネットワークをどのように考えているのかを伺いたい。居場所としてコミュニティスペース西蒲田のような居場所も挙げられるが、新たな居場所を作るよりも、今ある居場所を活用しつなげていくことが大切であり、子ども食堂もまた障がい者の居場所となっている実態がある。このような観点から、地域のネットワーク機能をどう作っていこうと考えているのかをお伺いしたい。

資料110ページの(3)福祉施設から一般就労への移行等について、一般就労は非常にハードルが高いものがあると思う。そこで、週に1回や1日数時間働くといったように、段階的に社会参加を進めていく取組が必要だと思うが、プロセスをどう考えているのかをお伺いしたい。

追加資料のポンチ絵に3つの横断的視点が掲載されている。これは重層的支援体制整備事業が意識されており、地域福祉計画とも整合性が図られていると思う。基本目標2において「障がい特性に応じた支援を行います」という点は重要であり、視点1の「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」とのつながりが分かりやすくなるように、「多様性を認め合う」「地域の住民と一緒に」といったようなフレーズを追記してはどうか。

資料4ページの(2)地域共生社会の実現に向けた国内法制度の整備ということで、1点目はまさに地域共生社会に関連した動向かと思う。この1点目をもう少し膨らませて、横断的視点1～3につながるように工夫できるのではないかと感じた。関連して資料7ページの他計画との関係図について、社会福祉協議会のリボン計画も、掲載していただきたい。

障害福祉課長：

1点目の居場所について、既存の居場所を充実させていくことが一つの方策というご意見を頂いた。また、地域のネットワークについては、子ども食堂やNPO法人

のように裾野の広い取組となっている。区から補助金等の助成をしている場合もあるが、自主的に取り組んでいる事業所もある。役割分担を行いながら、チームとしてしっかりとネットワークを拡充し支援を行ってまいりたい。

石渡委員：

就労については、公共職業安定所の征矢委員からご意見をいただきたい。

征矢委員：

国の政策として、重度の方や精神障がい者の方に限って、1週間で10時間以上20時間未満の労働時間の方でも障がい者の雇用率に算入されるように制度が変更されたが、1週間10時間以上働かないと、雇用率には算定されないものではある。

石渡委員：

徐々に障がい者雇用の柔軟性が増してきていると思う。社会参加として、居場所だけでなく、就労につながっていくことを期待している。

閑製委員：

昨今、東京都も就労を促進しており、特別支援学校の卒業生の50%が直接一般就労をしている状況にある。そのためか、東京都の就労移行支援が使われなくなってきていたり、就労継続支援B型の利用者が減少してきている。加えて企業も早めに採用に動くようになってきている。今まで就労できない重度の方がどんどん就労していく中で、今後、就労後のフォローのための定着支援が重要になる。就労100%を目指している東京都立永福学園の入学倍率が低下している。これは様々な私立の学校が設立され、そこに通う方も増えてきているためでもある。しかし、永福学園に通ったからこそ、しっかりと支援を受けられたところもある。就労後にしっかりとフォローできるところ、安心できる居場所を設けることが必要だと強く感じている。大田区では、国の制度として障がい者雇用率が上がる前から就労支援に力を入れているかと思う。就労に向いている人を丁寧にアセスメントして、アフターフォローもしっかりしてくれていると感じている。今後就労される当事者が増加すると思うが、丁寧なフォローを継続していただければと思う。

障がい者総合サポートセンター所長：

就労施設から就労した方については、施設が長期的に就労者をフォローしている。また、大田区障がい者就労支援センターで行っている定着支援の登録者数は、800人を超えている。就労後のフォローについてはご指摘の課題があると認識しているので、継続的に研究してまいりたい。

障害福祉課長：

中原委員からご指摘いただいたポンチ絵や資料4ページ目の地域共生社会の書き方については、ご指摘を踏まえて改めて検討してまいりたい。

中原委員：

地域ネットワークの件であるが、社会福祉協議会では、障がい分野・高齢分野の社会福祉法人の連絡会である社会福祉法人協議会を作っており、地域の連携やネットワークづくりに貢献しているところである。また、高齢の方では介護事業者の連絡会を組織しており、デイサービスや訪問介護事業所が集まり、地域の横のつながりが生まれている。障がい分野においても、事業所の連絡会を設置してはどうか。

就労について、横断的視点に「2地域の多様な主体の参加の促進」とあるが、就労は参加の一つの形態だと考えている。ボランティアとしての参加なども含め、大きな枠組みから幅広く参加をとらえていただければよいと思う。

福祉管理課長：

地域のネットワークについて、法人同士のつながり等の様々なつながりがあるというお話を頂いた。区としても、様々なネットワークがあることを認識し、それを踏まえて連携しながら施策を検討している。加えて、社会福祉協議会のコーディネーターが橋渡しを進めてくださっていると思う。地域福祉計画でもネットワークの強化を掲げています。いわゆる地域のプラットフォームのような、地域の皆様にもご参加いただけるような場や活動が増えてきており、ご意見を頂戴しながらネットワークの強化進めてまいりたい。

星山委員：

資料3 ページにおいて、分野横断的な支援として、保健・医療等との連携が挙げられているが、将来的には産業との連携も挙げてはどうか。区のものづくりのポテンシャルを活かして、昨今のDXなども踏まえながら、障がい者の生活支援や就労支援のためのイノベーションが期待できるのではないだろうか。

資料4 ページにおいて、一番目の◆地域共生社会の実現に向けた国内法制度の整備で、重層的支援体制整備事業に言及されているが、これが障がい施策の推進にどのようなメリットがあるのかをお教えいただきたい。包括的な相談支援のほか、参加支援や地域支援などがあるが、それが障がいプランにどのように落としこまれているのかが見えにくいと感じた。

資料5 ページにおいて、SDGs について触れているが、大田区がSDGs 未来都市であることを踏まえてSDGs とプランとの関係をより具体的に示した方がよいのではないだろうか。

資料10 ページに「障がい者、家族、関係団体に加えて、大田区社会福祉協議会を核として、地域住民、自治会・町会、区内事業者等が、それぞれの強みを活かして地域への関わりを持てるよう、連携・協働による取組を進めていきます」とあるが、ここは重層的支援や地域福祉コーディネーターと関連するかと思う。しかし、具体的な取組のイメージがはっきりしない。また、社会福祉協議会は社会福祉法人でもあり民間事業所でもあるわけで行政機関ではない。様々な事業所が参画していくことが期待されるのにもかかわらず、社会福祉協議会だけが固有名称で掲載されていることに違和感がある。

資料47 ページは「障がい特性に応じた支援の充実」とされているので、「身体」というくくりを視覚・聴覚などにより細分化し、障がい種別の支援ニーズを分析していただけるとありがたい。

資料 53～54 ページに区民意識調査結果が掲載されており、差別解消法に対する区民の認識が非常に低いことがわかる。その課題として「障がい理解及び合理的配慮の提供の一層の普及啓発を進め、心のバリアフリーを推進することが求められています」と記載されている。課題として挙げられている文章が、全般的に深みがない印象がある。

資料 71 ページの「人材確保・育成・定着支援の充実」において、「分野や職種など様々な垣根を越えて」と記載されている。垣根を超えて人材確保を進めることで、福祉人材の専門性が担保できなくなることを危惧している。また、資料説明の際にも話があったが、サービス事業所の定員数と実利用者数が、居宅介護や同行援護が非常に近いとのことであり、これは飽和状態にあることを意味していると思う。このようなサービスを強化していくことが必要だと思われる。

資料 73 ページに「DX を活用した支援の検討」とあるが、デジタルを利用する側の当事者のスキルアップが必要になると思う。練馬区等では先進的に取り組んでいるようなので、参考にしてはどうか。

資料 93 ページの「意思疎通支援・情報保障の促進」について、大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例は、手話や要約筆記の取組だけが書いてあり、他の障がいを配慮していると思われず、手話言語にしか配慮していないように読める。職員の方々が誤解されるのも無理がないのではないだろうか。

資料 115 ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、1 段落目の文章の意味が分かりにくい。また、地域住民の精神保健やメンタルヘルスをどうするのかが書かれていない。加えて、退院後支援については、伴走支援の考え方が記載されていても良いと思われる。

資料 118 ページの「サービス提供事業所の状況」だが、同行援護の事業所数が 33 か所となっているが、私が障害福祉課から聞いた情報と異なっているため、根拠を確認したい。

最後に第 5 章について。コロナ禍や国際情勢の緊張、物価高等、暗い未来を暗示してばかりいるが、明るい未来に向けた大田区の意気込みを書いていただけるとよいのではないか。

資料 135 ページのモニタリングについては、障がい者の意見聴取を検討していただきたい。推進会議も障がい者の参加がほとんどない。当事者不在で施策が決められていくことには問題があるのではないだろうか。

石渡委員：

様々な大事なご指摘をいただいたと思う。文章のわかりにくさなどについては改めて検討が必要だと思われるが、行政で持ち帰って改めて検討していただければと思う。

星山委員：

要望をお伝えさせていただいたので、検討いただければと思う。

荒木委員：

資料 70 ページに「短期入所を設置します」とあるが、その対象者や、医療的ケアの方も利用可能なのか教えていただきたい。

また、資料 120～121 ページに「短期入所 9 か所」とあり、短期入所の見込み量が福

祉型と医療型とで別れている。医療型の短期入所はすごく少ないと思うのだが、医療型の数字が思いのほか大きくなっている。数字の根拠をお教えいただきたい。資料2-2のモニタリング指標のうち「1-2希望する暮らしの実現」において、目標として「重度の障がいがある方の居住の場」と記載されているが、医療的ケアが含まれるか明確にしていきたい。

先日、社会福祉協議会にて、4地区ごとに区民懇談会が開催されたと聞いており、非常に興味を持っている。避難行動要支援者の個別支援計画の検討が進められていたりするが、どこにつないだらいいかわからない地域の方も多し。理解啓発のためには、区民と直接接しできる場があることが一番の啓発になると思うので、区民参加の懇談会をより多く開催していただけると良いのではないだろうか。

障害福祉サービス推進担当課長：

現在整備を進めている短期入所については、当事者の方や団体の方からのご要望をどこまで反映できるかも含めて、医療的ケアを対象とするかどうかは整理中である。

短期入所の見込み量については、実際に使っている方の数であるため、近隣の利用者も含まれている。その結果、ご想定よりも多くなっているのだと思われる。区においても、医療型短期入所が少ないことについては課題と認識している。

モニタリング指標のグループホームの対象者として、医療的ケアの方を含むのかどうかというご指摘については、支援区分が重くなるほど区内に対応できる施設が少ないということも分かっている。ニーズについてはプランにしっかり掲載し、新しい施設に対しては区から要望を出していく制度を活用していきたい。

石渡委員：

医療的ケアの方に支援が届くような具体的な支援策の検討をお願いしたいと思う。

閑製委員：

素案47ページの「障がい特性に応じた支援の充実」において、アンケート調査結果を見ると「療育機関（わかばの家を含む）での受入れを充実させる」が上位に挙がっているが、わかばの家1か所では足りないという現状があると思う。毎日通う必要があるような重度の知的障がいの方の定員は昔から変わらず36人であり、大田区の人口を考えるととても足りていないことを危惧している。

今後、令和8年に児童相談所ができると聞いている。プランには何も掲載されていないが、どのようにお考えだろうか。

教育について、モニタリングの「家族支援の充実」がペアレントトレーニングの充実だけになっている。発達障がいのお子さんが学校に適応できなくなっている現場の状況に対してどうするのかよく見えてこない。また、インクルーシブという言葉を使っているが、意味を理解して使っているのか疑問である。国連からもインクルーシブ教育ができていないと勧告されているくらいである。来年4月からは、大森東小学校で知的障がい、自閉症、情緒障がいの子どものための支援学級ができるとのことで、対象者を絞っていくことも大切だと思うが、インクルーシブの観点との両立をどうするのか疑問に思っている。

特別支援教室を大田区はいち早く設置してきたところだと思う。しかし、希望する子どもに対して教員が不足しており、今後、特別支援教室をどう進めていくのか懸

念している。矢口特別支援学校においては、希望者が増加傾向にあり、新しく建替えたばかりにも関わらず教室が足りないという話も聞いている。理想的なことは書かれているが、より大田区らしい内容を検討していただければと思う。

障がい者総合サポートセンター所長：

わかばの家については、待機が発生しており皆様にご迷惑をおかけしている。保護者の不安を軽減するため、パイロット事業ではあるが、親子サポート事業を実施している。児童館の力を借りて、待機期間に、専門家とも話ができる場として検討したものである。

発達支援が必要なお子さんが増えている中で、今後の方向性について他の自治体ではアウトリーチ型を利用して支援を進めており、施設ありきではなく、アウトリーチでの支援や専門家による支援なども含め、研究しているところである。

伊藤委員：

昨今、職能開発科・就業技術科など就労に特化した特別支援学校の科が設置されており、普通科から一般就労することが難しい状況になっている。普通科では実習経験がないため、企業からオファーをもらうことが難しい。また、就労移行支援事業所では、精神障がい者を採用する傾向が高まっており、知的障がい者が採用されにくくなっている。職能開発センターでは入校のために試験を受験する必要があり、結果として知的障がい者が入りにくくなっている。このような中で、知的障がいの方が利用できる就労移行支援事業所が増加することを期待している。

特別支援学級では支援学級のない学校からの転校生が増えていると聞いている。インクルーシブ教育と言われてはいるものの、支援学級がない学校では、教員体制が整わず保護者の理解を得にくい状況にあり、普通学級に通い続けることが難しいのが実態としてある。

分野横断というお話があったが、障がいと教育とで連携した施策が重要だと思われる。

宮澤委員：

素案 118 ページで重度訪問介護、同行援護のサービス見込量が増えているのだが、ガイドヘルパーが不足しており社会参加できないと聞いている。ご状況をお教えいただければと思う。

障害福祉課長：

全体的に福祉人材が不足している状況にあるが、特にガイドヘルパーに限って不足しているという情報は入ってきていない。

石渡会長：

大田区では大丈夫だとのことだが、希望しても使えないことが現実に多くあると聞く。行政が把握しきれない側面もあるかと思うので、人材をどう確保するかについては根本的に検討が必要だと思う。



星山委員：

今の件について、資料説明の際にサービス利用定員と実利用者数が近いと障害福祉課長からご説明があったが、これは飽和状態を意味しており、将来的に不足することは自明ではないだろうか。

先ほどの私からの質問・要望については、議事録に整理のうえ回答いただければと思う。

障害福祉課長：

いただいたご要望につきましては、直接回答をお伝えさせていただくことも含め、議事録に掲載する対応とするか、検討してまいります。**【※】**

星山委員：

素案4ページに掲載されている重層的支援体制整備事業が障がい施策にどのようなメリットがあるのかご教示いただきたい。

障害福祉課長：

当事者だけでなく世帯の課題を踏まえて支援を進めていく必要がある複雑なケースが増えてきている。そのため、障がい、高齢、保健・医療、生活保護等、様々な関係機関と連携し、個別の案件に応じて会議やモニタリング等を行って支援をしていく必要がある。障がい分野においては、このような課題に対して、重層的支援体制整備事業が本格実施しているメリットであると考えている。

鈴木委員：

基本理念や基本目標においては、地域の自治会・町会の役割が大きいと感じた。そのため、福祉部と障がい者の間に限定することなく、社会全体で理解を促進していくことが大事である。明日（11月3日）、新井宿自治会連合会において、「福祉と文化と医療のまち」の中で、福祉を地域ぐるみで勉強する企画をしている。また、大田区には18の自治会連合会があるが、去年は重層的支援体制の勉強会を実施し、障がい施策推進プランの勉強もしているところである。社会の理解を進め、計画が地域で理解されることが重要だと思うので、自分自身も勉強してまいりたいと思っている。

福祉部長：

本日は様々なご指摘を頂いただき感謝申し上げます。星山委員からはDXや大田区の産業のこと、閑製委員からは大田区らしさというお話を頂いた。各委員からいただいたご意見を受け止めながら、どこまで表現・実現できるかは別ではあるが、盛り込める部分は、素案に盛り込んでまいりたいと思う。

星山委員から重層的支援体制整備事業がどのように障がい者施策に関わっていくのかというご質問いただいた。安倍内閣の時代、ニッポン一億総活躍プランということで、支え手・受け手を越えてみんなで地域共生社会を構築していこうという方針が示された。地域共生社会を実現していくために、高齢介護、障がい、生活困窮、子ども等の様々な課題を抱えた方々を包括的に支援していく体制を整備する事

業が進められた。そののち社会福祉法として制度化した際に用いられた言葉が「重層的支援体制整備事業」である。内容的には障害福祉課長からご説明したとおりだが、ポイントの1つが多機関連携でチーム支援をしていくことであり、複合的な課題について関係機関で会議（重層的支援会議）を開催し、相談しながら進めている。地域のネットワークという観点からすると、この会議を通じて、様々な関係機関がお互いの強みに気づき、関係性を強化していくという意義がある。

ポイントの2つ目が地域づくりであるが、NPO等の地域団体がお互いに手を結びながら、それを行政が支援しながら進めていくことである。

ポイントの3つ目が参加支援であり、困りごとを抱えた方が支援を受けて社会参加し、その方が今度は支援者として参画する。理想像ではあるが、このような仕組みを国全体で構築していきましょうという制度となっている。そのため、障がい、高齢、生活困窮、ひとり親や子育てに困りごとを抱えた世帯への支援といった様々な方にメリットがあると考えている。

本日回答できなかった要望に対しては、パブリックコメントでいただいたときには改めて対応することになるが、回答方法について検討し、回答させていただく。

【※】

石渡委員：

本日は委員の皆様から貴重なご意見をいただいた。プランにどう反映するかに留まらず、今後大田区でどのように実現していくかが重要かと思うので、皆様もご協力をお願いしたい。

(2) その他

障害福祉課長：

当会議の名称は「障がい者施策推進会議」であるが、「障がい施策推進会議」に変更したいと考えている。これは、会議を設置した平成28年当時、障がい児の所管がこども家庭部であり、福祉部が障がい者のみを対象としていたことによる。現在、障がい児も福祉部が所管していることから、会議の名称を変更するべきと考えたところである。

### 3 閉会

以 上

※会議の場で回答できなかった質問・意見については、「議事録別紙」に区の考え方と合わせて、記載しています。